

医療的ケア実施同意書

1 保育利用について

- (1) 保育所等の利用日、利用時間は、原則、月曜日から金曜日の9時から16時の範囲とし、保護者の就労等の状況や医療的ケア児の身体状況、保育所等の職員体制等を考慮し、千歳市医療的ケア児支援検討チーム（以下「検討チーム」という。）の意見を踏まえて、施設長が決定します。
- (2) 保護者は毎年度、保育所等へ次の書類を提出し、保育所等の継続可否の判定を受けます。
 - ①医療的ケア保育利用申請書、②集団保育に係る意見書・医療的ケアに関する指示書、③医療的ケア実施同意書

2 医療的ケアについて

- (1) 医療的ケアを安全に実施するため、医療的ケア看護職員等が保護者とともに子どもの受診に同行し、主治医との面談を行う場合があります。
- (2) 保育所等では、関係法令、主治医の指示書等に基づいて医療的ケア及び緊急時の対応を行います。
- (3) 保護者は、子どもの医療的ケアの内容に変更があった場合には、その内容を速やかに保育所等の施設長へ報告するとともに、集団保育に係る意見書・医療的ケアに関する指示書、医療的ケア実施同意書を新たに提出します。
- (4) 入園後に保育所等での医療的ケアの実施が不要になった場合、保護者は保育所等へ医療的ケア終了届を提出します。医療的ケアの実施が不要となっても、その他に重度の障がい等があり、保育士等の加配が必要な場合は、施設長の判断により、保育所等の利用を継続できないことがあります。
- (5) 医療的ケアの実施に係る医療機関に対する診療報酬、指示書料等のほか、面談や受診の経費及びその他必要書類の文書料等については、保護者負担とします。
- (6) 医療的ケアに必要な医療機器、医薬品及び消耗品等は、各家庭で準備の上、原則として、毎日持参し、使用後の物品・廃棄物は保護者が持ち帰ります。

3 体調管理及び保育の中止等

- (1) 医療的ケア実施者の休暇や職員間の引継ぎ期間、医療的ケアの内容の変更や子どもの健康状態等の変化による医療的ケア個別対応マニュアル（以下「マニュアル」という。）の再整備期間は、保護者に医療的ケアの実施を依頼する場合や、保育所等を利用できない場合があります。
- (2) 保護者は子どもの家庭での様子について、「医療的ケア連絡票」を用いて、登園時に保育所等へ報告をします。子どもに体調不良があり、予めマニュアルに規定した登園不可の基準に該当する場合は、保育所等の利用はできません。
- (3) 保育中に子どもの体調不良が発生した場合は、保護者に迎えをお願いします。保護者は保育中に必ず連絡がとれる体制を整えます。

- (4) 感染症が一定数以上発生した場合は、保護者が保育所等を利用するかどうか判断します。また、施設長の判断により、利用を控えてもらう場合があります。
- (5) 医療的ケアの内容の変更や子どもの健康状態等の変化により、検討チームが集団保育や安全な医療的ケアの実施の継続が困難であると判断した場合は、保育所等の利用は継続できません。
- (6) 保育所等の都合により、医療的ケアが一時的に実施できず、保育所等をお休みした場合でも、原則として、保育料等の返金、減額などの対応はできません。

4 緊急時及び災害時の対応等

- (1) 子どもの体調に急変が生じ、施設長が必要と判断した場合には、保護者へ連絡する前に子どもを医療機関へ搬送し、受診又は治療が行われることがあります。それに伴い生じた費用は保護者負担とします。
- (2) 挿入物の事故抜去等の緊急時や災害時は、保護者及び主治医と事前に協議して作成したマニュアルに沿って対応します。
- (3) 災害時対策として、医療的ケアの実施に必要な医薬品及び消耗品等は、保護者が3日分程度用意し、保育所等に登園時に預託します（未使用分は降園時に返却します）。

5 情報の共有

- (1) 保護者からの申請内容及び各関係機関へ照会した情報は、保育所等、主治医、地域のかかりつけ医、保育所等の嘱託医、その他検討チームの関係機関で共有します。また、安全な保育の提供のために必要な場合は、保護者への事前通知なく、検討チームの構成員を随時追加・変更します。
- (2) 保護者からの申請内容及び各関係機関へ照会した情報は、緊急時の対応に必要な場合、子どもの診療情報のない医療機関に提供する場合があります。
- (3) 子どもの安全を確保するため、集団保育を実施する上で必要なことは、他の子どもや保護者との間で共有する場合があります。

6 その他

- (1) 保護者は、上記のほか、必要に応じ保育所等との間で取り決めた事項を遵守します。

千歳市長 様

上記事項について、全て同意の上、申し込みます。

年 月 日

保護者署名
